

京都市告示第 386 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 20 年 2 月 15 日

京都市長 榊 本 頼 兼

道路の種類 府 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新	別	延 長	敷地の幅員	備 考
西陣杉坂線	北区大宮積辻谷11番地の1地先から 同町15番地地先まで	旧	A	メートル 910.50	メートル 2.80 ~ 23.70	A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		新	A	910.50	2.80 ~ 23.70	
			B	700.00	4.00 ~ 41.00	
京都広河原美山線	左京区静市市原町41番地の1地先から 同区鞍馬二ノ瀬町229番地の1地先まで	旧	A	1,720.50	3.65 ~ 9.85	
		新	A	1,720.50	3.65 ~ 9.85	
			B	1,676.50	5.05 ~ 26.00	
下鴨静原大原線	左京区静市野中町340番地地先から 同町388番地の1地先まで	旧	A	212.60	6.10 ~ 7.60	
		新	A	212.60	6.10 ~ 7.60	
			B	223.00	8.00 ~ 32.00	

(建設局土木管理部道路明示課)